

温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社ケースホールディングス 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社ケースホールディングスが作成した「2023年度 株式会社ケースホールディングスGHG排出量(Scope1,2)算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2023年度の温室効果ガス(GHG)排出量が、同社により作成された「株式会社ケースホールディングスGHG排出量(Scope1,2)算定ルール Ver.1.03」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2023年度とは、2023年4月1日～2024年3月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の2023年度のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1 及び Scope2 のエネルギー起源 CO2 排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は株式会社ケースホールディングス本社及び非生産関連 計 588 拠点である。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括検証を実施した。その後、サンプリングにより 5 拠点の現地検証を実施した。現地検証では、各拠点における算定対象範囲の確認、排出源及びモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社ケースホールディングスが行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした算定報告書の2023年度のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社ケースホールディングスにあり、GHG排出量検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社ケースホールディングスと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純 男

